

社外取締役の独立性基準

次の要件に該当する場合は、独立性が無いものとし、招聘を行わない。

なお、本基準における「近親者」とは二親等以内の親族を指し、「重要な使用人」とは部長級以上の者を指す。

- (1) 現在又は過去において当社グループの役員又は従業員であった者及びこれらの近親者
(近親者については過去3年以内)
- (2) 現在又は過去において当社を主要な取引先とする会社※の業務執行者であった者及びその近親者
※当社との取引高が、当該取引先の売上高の20%を超える会社
- (3) 現在又は過去において当社グループを主要な取引先とする会社※の業務執行者であった者及びその近親者
(近親者については過去3年以内)
※当社グループとの取引高が、当社グループ連結売上高の2%を超える会社
- (4) 現在又は過去において当社の主要な客先※の業務執行者であった者及びその近親者
(近親者については過去3年以内)
※当社との取引高が、単体売上高の20%を超える会社
- (5) 現在又は過去において当社グループの主要な客先※の業務執行者であった者及びその近親者
(近親者については過去3年以内)
※当社グループとの取引高が、当社グループ連結売上高の2%を超える会社
- (6) 現在又は過去において当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
※年間500万円を超える金銭及びその他の財産(組織の場合は、1,200万円を超えるもの)
又は当該事務所等の年間売上高の1%を超える報酬額
- (7) 現在又は過去3年以内において当社グループの主要な借入先※の役員及び従業員であった者並びにこれらの近親者
※当社グループが借入れを行っており、その借入金残高が当社事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える金融機関

- (8) 現在又は過去3年以内において当社の主要株主※又はその業務執行取締役及び重要な使用者であった者並びにこれらの近親者
※実質的に当社の株式を5%以上保有する株主
- (9) 現在又は過去3年以内において社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行取締役又は重要な使用者であった者及びこれらの近親者
- (10) 現在又は過去において当社が寄付を行っている先の業務執行取締役又は重要な使用者であった者及びこれらの近親者
(近親者については過去3年以内)
- (11) 現在又は過去において当社グループの法定監査を行う監査法人に属する者及びその重要な使用者であった者の近親者
(近親者については過去3年以内)
- (12) 現在又は過去において当社グループが大口出資者※となっている法人の業務執行取締役又は重要な使用者であった者及びこれらの近親者
(近親者については過去3年以内)
※総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者

以 上

2022年8月 取締役会決議